

質 問 ・ 回 答

令和 6 年 5 月 27 日公表

開札予定日	令和 6 年 6 月 25 日(火)
調 達 件 名	創成川水再生プラザで使用する特別高圧電力 茨戸水再生プラザで使用する特別高圧電力 豊平川水再生プラザで使用する特別高圧電力 東部水再生プラザで使用する特別高圧電力 新川水再生プラザで使用する特別高圧電力 伏古川水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザで使用する高圧電力 手稲水再生プラザで使用する高圧電力 手稲中継ポンプ場で使用する高圧電力
電力の供給等に関すること	
質問 1	各施設の現在の電力供給会社をお示ください。
回 答	「よくある質問 1-1」のとおり
質問 2	各施設に融雪設備等は設置していますか。 設置している場合、主契約とは別に、融雪用電力の契約はしていますか。
回 答	「よくある質問 1-3」のとおり
質問 3	各施設において自家発補給電力を契約していますか。 契約している場合、契約電力 (kw) と使用予定期間をお示ください。
回 答	「よくある質問 1-4」のとおり
質問 4	契約電力 500kW 以上の施設で仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はありますか。 切替えに契約電力が 500kW 以上の協議制契約になる場合、別途手続きが必要となり、必要書類の提出と切替えまでに追加日数をいただきます。 また、現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合は、ご希望に沿えない可能性がございます。)
回 答	現在の契約電力から変更となる施設はありません。
質問 5	契約開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望及び変更予定はありますか。 (500kw 以上の協議制契約の場合) なお、契約開始後の契約電力の変更にしましては、管轄エリアの電力会社の承認が必要となるため、希望に添えない場合があります入札時の算定条件と異なることになるため、当社から単価変更の提示と協議を依頼することがありますので、併せてご了承ください。
回 答	契約開始時及び供給期間中ともに契約電力の変更予定はありません。

質問 6	各施設において、建築・増築に係る移転は予定されていますか。 また、供給開始後、契約期間中にトランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力契約に影響するような工事・設備工事（設置・撤去を含む。）の予定はありますか。
回 答	予定はありません。
質問 7	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんがよろしいでしょうか。
回 答	「よくある質問 1-13」のとおり
質問 8	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等の確認をさせていただくため、当社が落札者となった場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルファイルにて提供いただくことは可能でしょうか。 また、「直近1年分の30分値データ」がお手元に無く、提供が不可という場合は、「30分値データ取得についての同意書」への捺印及び提出をしていただくことは可能でしょうか。
回 答	提供可能です。
質問 9	当社が落札した場合、落札後の電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認いたしたく、最新請求書1か月分の写しを提供していただくことは可能でしょうか。
回 答	提供可能です。
質問 10	電力契約が1施設で 500kw 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書に示された契約電力を超過した場合、仕様書に示された契約電力での申し込みが一般送配電事業者に却下される場合があります。 その場合は、超過した分を加えた契約電力での契約となりますが、了承いただけますか。
回 答	当初契約は、仕様書に示した契約電力で契約を締結することとなります。ただし、契約電力の変更（増）が必要になった場合は、契約締結後に必要に応じて契約電力の契約約款第 7 条に基づき協議いたします。
質問 11	契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することになります。 また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生しますがよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。

質問 12	電力契約が1施設で 500kw 以上（協議制）の施設について、現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をお示しください。				
回 答	下表のとおり。なお、令和 5 年（2023 年）9 月までの最大需用電力は、告示の HP に掲載した参考資料（月別使用電力量等実績）で確認してください。				
			契約電力 【kW】 (令和 6 年 5 月現在)	最大需用電力【kW】 (令和 5 年 10 月～令和 6 年 4 月)	
	ア	創成川水再生プラザ	3,400	令和 6 年 2 月	3,288
	イ	茨戸水再生プラザ	2,960	令和 5 年 10 月	2,796
	ウ	豊平川水再生プラザ	3,600	令和 5 年 10 月	3,468
	エ	東部水再生プラザ	2,930	令和 6 年 2 月	2,784
	オ	新川水再生プラザ	3,450	令和 6 年 4 月	3,276
	カ	伏古川水再生プラザ	1,250	令和 5 年 11 月	1,118
	キ	厚別再生プラザ	2,250	令和 5 年 11 月	1,915
	ク	手稲水再生プラザ	3,150	令和 6 年 4 月	3,042
	ケ	手稲中継ポンプ場	1,400	令和 5 年 11 月	1,272
電気料金の請求・支払について					
質問 13	計量日はご使用期間の末日の翌日 0:00 となりますがよろしいでしょうか。 (例:使用期間が 3/1～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)				
回 答	「よくある質問 2-1」のとおり				
質問 14	各施設に自動検針装置は設置されていますか。				
回 答	「よくある質問 2-3」のとおり				
質問 15	当社は環境配慮の観点から、紙請求書を廃止し、電子化へ移行しています。そのため、請求書はお客様専用 Web サイトにて確認いただくこととなりますが、問題ないでしょうか。なお、請求書は Web サイトからダウンロード可能となっています。				
回 答	「よくある質問 2-6」のとおり				
質問 16	当社では電気料金の支払いは振込又は口座振替となり、振込の場合、振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。				
回 答	電気料金の支払いは、請求書をご提出いただき、ご指定の口座へ振込みます。 払込票を使用したお支払いや、口座からの自動引き落としには対応しておりません。				
質問 17	請求書の発行について、当社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが、了承いただけますでしょうか。				
回 答	「よくある質問 2-7」のとおり				

質問 18	電子請求書が不可の契約者に対して、当社では特別処置として、紙請求書の対応を行っていますが、請求書の到着が使用月の翌月の 15 日前後となります。また、GW 等長期連休がある場合は20日頃になる場合もありますが、承諾いただけますか。 なお、この場合、請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末も同様）
回 答	「よくある質問2-7」のとおり
質問 19	請求時の基本料金の算定方法について、当社では、 （基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額 となりますが、よろしいでしょうか。
回 答	契約約款第 11 条第 2 項に記載のとおり算定し、請求してください。
質問 20	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てになりますがよろしいでしょうか。
回 答	「よくある質問 2-8」のとおり
質問 21	当社では、供給施設内に入居されている企業に対して、個別に請求書を発行することができませんが、了承いただけますか。
回 答	「よくある質問2-9」のとおり
質問 22	ダウンロード可能な請求書には電子印がされているため、請求担当者等は記載しておりませんが、了承いただけますか。
回 答	請求担当者の記載は不要です。
質問 23	当社では、施設ごとに1枚の請求書又は各施設への請求を1枚にまとめた一括の請求書のみの対応となります。複数施設への請求を1枚にまとめたグループ請求書の発行には対応できませんが、了承いただけますか。
回 答	1 施設 1 部署からの支払いになりますので、施設ごとに 1 枚ずつの請求書の発行で問題ありません。
質問 24	当社の請求書は、原則、翌月 10 日より順次Webサイト上で開示し、請求書受領後30日以内に振込としています。年度末においても、同様の対応となりますが、了承いただけますか。 なお、分散検針の施設（検針日が1日以外）についても通常月と同様の対応となります。
回 答	使用月の翌月（使用期間が月をまたぐ場合は期間最終日の翌月）に請求書が交付される場合は、年度末を含めてご指定の対応で問題ありません。
契約手続き・契約変更等について	
質問 25	仮に当社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。
回 答	「よくある質問 3-1」のとおり

質問 26	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で、当社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
回 答	契約書に記載がない事項については、必要に応じて協議は可能です。
質問 27	契約保証金の免除を希望する場合、札幌市その他官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする現在契約中の案件にてご対応をいただくことは可能でしょうか。
回 答	「よくある質問 3-4」のとおり
質問 28	契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、「契約履行証明書」の提出は必須でしょうか。
回 答	落札決定後、必要に応じて提出を求める場合があります。
質問 29	電気料金について、当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む。）による「制度変更」等が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」ことにより、契約単価の変更協議に応じていただくことは可能でしょうか。 当社は、当該地域管轄電力会社と締結している契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づき、入札金額（入札単価）を決定しているため、協議に応じていただけない場合は、入札には不参加となる場合があります。
回 答	「よくある質問3-6」のとおり
質問 30	燃料費調整額について当社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料費調整単価を適用しております。ご了承くださいませでしょうか。 また、上記について契約書への条文追加・変更は可能でしょうか。
回 答	燃料費調整単価の算定については、契約書別紙「単価一覧」注3に『当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する』と記載しております。 なお、上記の契約書別紙「単価一覧」を契約書に添付して契約いたしますので、条文追加・変更等は想定しておりません。
質問 31	燃料費調整につきまして、契約書別紙単価一覧注 3 に「みなし小売電気事業者の用いる方法を準用」と記載がありますが、貴市との契約においては電力量料金単価が固定されるため、供給開始時点における算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を、供給期間中継続して用いて、計算することとしてよろしいでしょうか。
回 答	契約書案としてお示ししている本市共通の契約約款は、みなし小売電気事業者が供給開始時の算定諸元を変更することを想定しておりません。そのため、算定諸元が変更となった場合につきましては、契約約款第 12 条に基づき協議することとなります。（よくある質問 3-7 参照）。 なお、具体的な取り扱いについては、質問のとおり、供給開始時点における算定諸元を継続して用いることも協議の範囲内と考えております。

質問 32	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しが行われた場合には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
回 答	質問 31 の回答を参照してください。
質問 33	電気の契約を締結した場合は、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1 年に満たないで契約を廃止される場合（又は契約電力等を 1 年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能でしょうか。
回 答	履行期間内において、想定のない事情により発注者から契約約款第 16 条に該当する契約解除をした場合は、受注者は損害賠償を請求することができることとなっております。
質問 34	仕様書 2(9) エに「電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。」と記載がありますが、現供給事業者が解約手続きを行い、供給開始する事業者が新規（乗換）手続きを行うため、それぞれのお手続きを貴市にお申込みいただくことになります。小売電気事業者間の相互のやり取りはございませんので、ご了承いただけますでしょうか。
回 答	電力供給事業者の変更にあたって、現供給事業者と落札者間の相互の手続きは想定しておりません。
入札書・内訳書の記載方法・提出について	
質問 35	入札書に記載する日は作成日でしょうか。開札日でしょうか。
回 答	入札書の日付は、入札書を作成した日（入札書の提出期限の日又はその前）を記載してください。
質問 36	提出書類や入札書類の押印について、印鑑の指定はありますでしょうか。
回 答	札幌市競争入札参加者心得第 2 項第 2 号のとおり、札幌市競争入札参加資格者名簿の登録手続きの際に届け出した使用印鑑を押印してください。
質問 37	入札額は力率 100%で（力率割引を考慮する）算定してよろしいか。
回 答	お見込みのとおり。力率割引は入札書別紙（契約単価積算内訳書）注3を参照してください。
質問 38	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）で提供してもらうことは可能でしょうか。 また、エクセルデータを提供いただけない場合、任意様式の内訳書にて入札することとしても問題ないでしょうか。
回 答	調達案件ごとの内訳書・予定使用電力量のエクセルデータは、下水道河川局のホームページにてダウンロードが可能です。 （調達件名一覧表内「入札書別紙（契約単価積算内訳書）」）

質問 39	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなどの指定はありますでしょうか。
回 答	「よくある質問 4-3」のとおり
質問 40	開札結果の公開方法・範囲をお示しください。
回 答	「よくある質問4-9」のとおり
質問 41	開札結果について、開札日又はその翌日に、開札結果を電話・メール等で連絡いただくことは可能でしょうか。
回 答	開札結果、落札者になった参加者にのみ、FAX 又は電話にてご連絡いたします。各入札参加者に個別の連絡はしておりませんので、必要に応じてお問合せください。
再生可能エネルギーについて	
質問 42	再生可能エネルギーの供給に関する確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という認識で、齟齬はないでしょうか。 また、非化石証書に係る「トラッキングの有無」についてお示しください。 なお、非化石証書については「FIT と非 FIT の指定は無い（どちらでも可）」という認識でよろしいでしょうか。
回 答	本件につきましては、供給電力の種類に指定はありませんので、再生可能エネルギーである証明等は不要です。
質問 43	再生可能エネルギーの供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」については年度ごとの更新となるため、発行までにかなりの時間を要しますが、承諾いただけますか。
回 答	本件につきましては、供給電力の種類に指定はありませんので、再生可能エネルギーである証明等は不要です。